野村アセットマネジメント　NOMURA



投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月31日

当ファンドは特化型運用を行ないます。

野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド

追加型投信／内外／その他資産（インフラ資産）

ファンドは流動性の低い資産を主な投資対象とするため投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社　ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産（インフラ資産）	その他資産（投資信託証券（インフラ資産））	年4回	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	なし

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2026年9月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：90兆1367億円（2026年8月31日現在）

この目論見書により行なう野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月24日に関東財務局長に提出しており、2026年4月25日にその効力が生じております。

- 投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

主要投資対象

先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式（非上場インフラ株）等を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

●外国投資法人である「マッコーリー・プライベートマーケッツ・SICAV（ルクセンブルグ）－マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンド－クラスN（米ドル建て、分配金あり）」（以下「外国投資法人」といいます。）および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

●通常の状況においては、外国投資法人への投資を中心としますが、各証券への投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

◆外国投資法人の投資証券の資金化に時間を要することが想定される場合には、当ファンドの償還に向け、十分な時間的余裕をもって外国投資法人の投資証券の組入比率を引き下げることがあります。

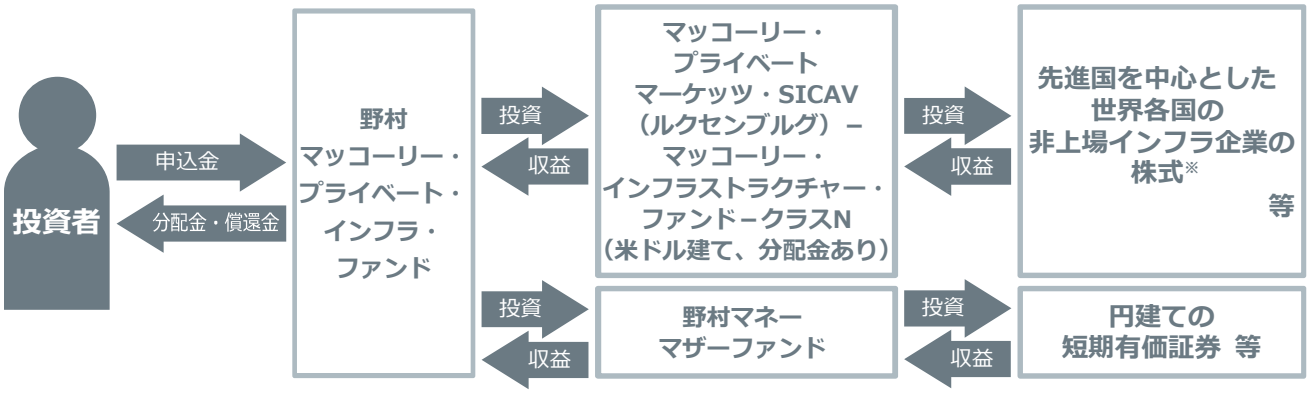
●非上場インフラ株は、非上場であることやインフラ事業の運営に高い専門性を要するなどの特性から、アクセスに一定の制限がある資産です。投資対象インフラ企業の経営支援を効果的に行なうため、外国投資法人においては関連する投資家・コンソーシアムと協調し、これらの企業の支配的な株主持分の取得を目指します。外国投資法人において投資対象インフラ企業への投資機会は限定的であり、また限りあるファンド資金を効率的に投資対象インフラ企業に投下した結果として、当ファンドにおける実質的な個別資産への投資において純資産総額に対して10%を超える集中投資が行なわれることが想定されます。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

●ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※30%を上限としてプライベート・クレジット、債券等を組み入れます。

ファンドの主要投資対象である外国投資法人は外部の監査法人による年次監査を受けています。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。
当ファンドが実質的に投資対象とする非上場インフラ株の投資候補銘柄群の中には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。
実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資法人の概要

マッコーリー・プライベートマーケッツ・SICAV（ルクセンブルグ）－マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンド－クラスN（米ドル建て、分配金あり）
（ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式等を主要投資対象とします。
投資方針	・主に、先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式に投資することで、中長期的にキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを獲得することを投資目標とします。 ・当ファンドの主な投資対象である非上場インフラ株は、非上場であることやインフラ事業の運営に高い専門性を要するなどの特性から、アクセスに一定の制限がある資産です。マッコーリー社は、独自の業界ネットワークと経験を活用して投資対象を発掘します。また、投資対象インフラ企業の経営支援を効果的に行なうため、当ファンドは関連する投資家・コンソーシアムと協調し、これらの企業の支配的な株主持分の取得を目指します。投資対象インフラ企業への投資機会は限定的であり、また限りあるファンド資金を効率的に投資対象インフラ企業に投下した結果として、個別資産への投資において当ファンドの純資産総額に対して10%を超える集中投資が行なわれることが想定されます。そのため、集中投資を行なった企業の経営や財務状況の悪化などが生じた場合、大きな損失が発生するリスクがあります。なお、当ファンド単独で投資対象企業の議決権の過半を取得するものではありません。 ・投資対象インフラ企業の選定にあたっては、当該企業が提供するサービスの地域社会における必要不可欠性、独占性、キャッシュフローのインフレや景気変動に対する耐性や予見性などに着目します。 ・インフラ関連企業の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の70-85%を目指します。 ・純資産総額の30%を上限に、インフラ企業やプロジェクトを借り手とした負債性証券・ローン債権（プライベート・クレジット）、高流動債券、上場株式、現金および現金同等物等を保有します。 ・マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンド－クラスN（米ドル建て、分配金あり）は、組入資産について原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ヘッジまたは効率的な運用を目的として、デリバティブ取引を利用することがありますが、投機目的で利用することはありません。
主な投資制限	・ファンド設立後の当初買付申込受付日から5年間等の特定期間を除き、同一発行体が発行する譲渡可能証券への投資は純資産総額の20%を超えないものとします。 ・純資産総額の30%を超える借入れは行ないません。
解約制限	当ファンドおよび関連ファンドの純資産総額の5%を上限とする解約制限があり、また無限責任組合員には解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があります。
収益分配方針	原則として四半期毎に分配を行ないます。
償還条項	ファンドの運用資産が無限責任組合員が効率的な運用のために最低限必要と定める金額を下回った場合や受益者の利益にかなう場合には、ファンドは償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
無限責任組合員	MIF・ルクセンブルグ・ジー・ピー・エス・エー・アール・エル
オルタナティブ投資ファンド管理者	カルネ・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）・エス・エー
運用会社	マッコーリー・インフラストラクチャー・アンド・リアルアセッツ（ヨーロッパ）・リミテッド
保管会社	J.P.モルガン・エス・イー・ルクセンブルグ支店
管理事務代行会社	J.P.モルガン・エス・イー・ルクセンブルグ支店

ファンドの目的・特色

＜管理報酬等＞	
管　理　報　酬	純資産総額に対して1.25%（年率）
申 込 手 数 料	なし
信託財産留保額	0.3%
成　功　報　酬	トータルリターンの12.5%（ハードルレート5%およびハイ・ウォーター・マーク（成功報酬を算出するための基準となる価格）の両方を超過した場合）

上記のほか、一般社団法人資産運用業協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

＊上記は2026年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎年1月、4月、7月および10月の30日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

■換金に関する留意点■

外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。
また当該事由が解消しない場合等には換金申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。 ファンドは実質的に未上場株式を組み入れます。未上場株式は流動性が著しく乏しく、価格変動が極めて大きい場合があり、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。また、インフラ関連株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。 なお、特定の銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、上記の影響がより大きくなる可能性があります。
債券・ローンの価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 一般的に、ローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、ローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。 ファンドの実質的な投資対象に含まれる格付けの低いまたは無格付けの債券・ローンについては、格付けの高い債券等に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券等の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
為替変動リスク	実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 外国投資法人は基本的に四半期毎に解約申込みを受付けますが、外国投資法人および関連ファンドの純資産総額の5%を上限とする解約制限があり、また外国投資法人の無限責任組合員には解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、外国投資法人の投資証券の流動性は限定的です。なお、外国投資法人は清算期間中には解約申込みを受付けない可能性があり、その期間が長期化する可能性もあります。そのためファンドが組み入れる外国投資法人の投資証券を速やかに換金できない可能性があり資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。また当該事由が解消しない場合等には換金申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。
- 委託会社が外国投資法人の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、ファンドの購入、換金の各申込みの受付を中止することおよび既に受付けた購入、換金の各申込みの受付を取り消す場合があります。
- 委託会社は、外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することがあります。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。
- 外国投資法人が存続しないこととなる場合等には、ファンドを償還させます。なお、外国投資法人は清算に時間を要する場合があり、その場合にはファンドの償還にも時間を要します。
- 外国投資法人の投資証券の資金化に時間を要することが想定される場合には、ファンドの償還に向け、十分な時間的余裕をもって外国投資法人の投資証券の組入比率を引き下げることがあります。
- 外国投資法人の投資証券の組入比率が低い期間においては、ファンドは当該投資証券を高位に組入れた場合に期待される投資効果を得られないことが想定されます。また、その結果として、当該投資証券を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- 外国投資法人において主要投資対象である非上場インフラ企業の株式等の組入れには１年程度を要する可能性があります。そのため非上場インフラ企業の株式等の実質的な組入比率が低い期間においては、期待される投資効果を得られないことが想定されます。
- 外国投資法人の投資証券の組入比率の調整は、通常は外国投資法人の解約により行ないますが、ファンドの運用状況等によっては外国投資法人の投資証券の売却により行なう場合があります。売却には取引コストがかかることが想定され、不利な条件での売却となった場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの基準価額の算出においては、外国投資法人の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため日々の基準価額算出において、実質的に組み入れる未上場株式が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、外国投資法人の評価額は日次で更新されないため、ファンドの基準価額は外国投資法人の評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。
- ファンドの有価証券報告書等に記載される財務諸表において参照する外国投資法人の評価額とファンドの基準価額において参照する外国投資法人の評価額で、適用される会計基準等が異なるため、両者の数値が異なる場合があります。

投資リスク

- ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

 投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理

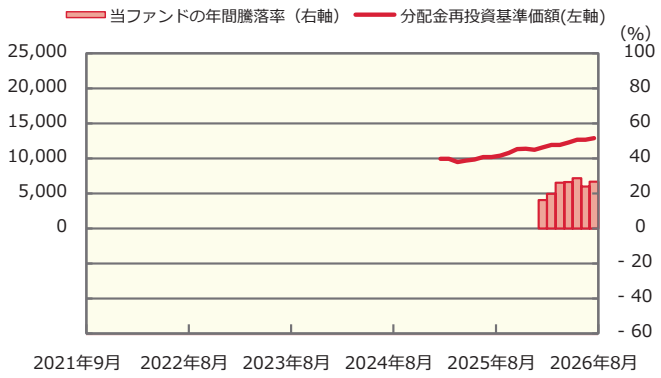
 投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

 ※流動性リスク管理について
 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

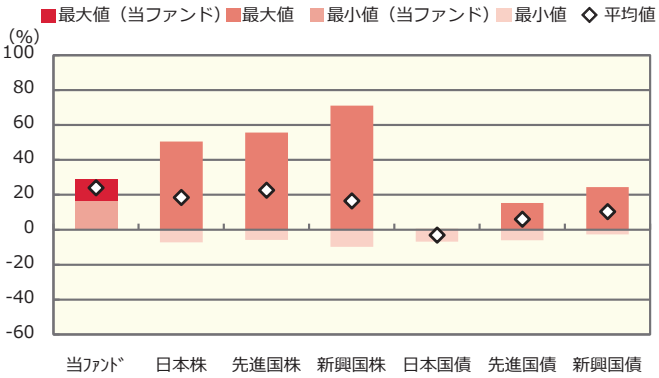
投資リスク

リスクの定量的比較（2021年9月末～2026年8月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**28.7**	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値（%）	**16.2**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**23.9**	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2026年2月から2026年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間（当ファンドは2026年2月から2026年8月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

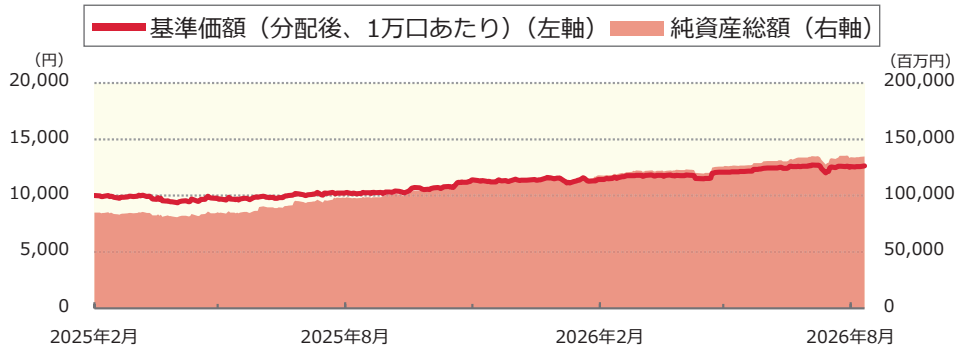
■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2026年8月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



分配の推移

（1万口あたり、課税前）

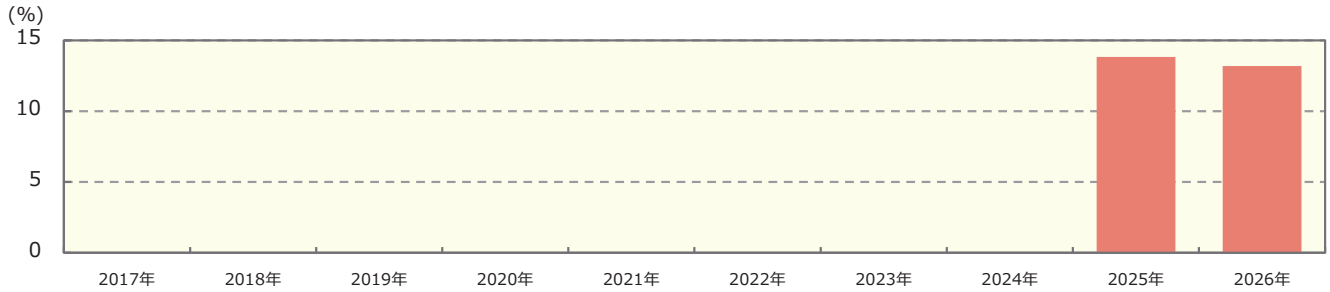
2026年7月	72　円
2026年4月	84　円
2026年1月	72　円
--	--
--	--
設定来累計	228　円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率（%）
1	マッコーリー・プライベートマーケッツ・SICAV（ルクセンブルグ）－マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンド－クラスN（米ドル建て、分配金あり）	93.3
2	野村マネー　マザーファンド	0.0

年間収益率の推移（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2025年は設定日（2025年2月21日）から年末までの収益率。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	500万口以上1口単位または500万円以上1円単位（当初元本１口＝１円）
購入価額	購入約定日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	申込日：毎月1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から同月の最終特定営業日まで 約定日：申込月の月末の29特定営業日後 受渡日：約定日の6国内営業日後までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 ※特定営業日とは、ロンドンおよびルクセンブルクの銀行営業日かつ国内営業日（12月24日を除く）をさします。

換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	申込日：1月、4月、7月または10月の1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から同月の最終特定営業日まで 約定日：申込月の翌々月（3月、6月、9月または12月）の月末の34特定営業日後 受渡日：約定日の6国内営業日後から、お申込みの販売会社でお支払いします。 ※特定営業日とは、ロンドンおよびルクセンブルクの銀行営業日かつ国内営業日（12月24日を除く）をさします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2026年4月25日から2027年4月30日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。 なお、換金において、外国投資法人の解約注文の不成立等により外国投資法人の投資証券の資金化が困難な場合は、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消す場合があります。

信託期間	2035年1月30日まで※　（2025年2月21日設定） ※外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することがあります。また、信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長します。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。
繰上償還	主要投資対象とする外国投資法人が存続しないこととなる場合等には償還となります。また、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年1月、4月、7月および10月の30日（休業日の場合は翌営業日）

手続・手数料等

収益分配	年4回の決算時に分配を行ないます。（再投資不可）
信託金の限度額	1兆円
公告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	1月、7月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 ＊上記は2026年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※購入および換金については、申込月の最終特定営業日の申込締切時間を過ぎた場合、お申込みの取消しを受付けることはできません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>購入時手数料</td><td>購入価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額
（詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。）
購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。</td></tr>
<tr><td></td><td>信託財産留保額</td><td>換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分は下記の通りとします。
<table>
<tr><td colspan="2">信託報酬率</td><td>年1.43%（税抜年1.30%）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">支払先の配分（税抜）および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>年0.50%</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td><td>年0.75%</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td>年0.05%</td></tr>
<tr><td colspan="2">投資対象とする外国投資法人の信託報酬率</td><td>年1.25% + 成功報酬</td></tr>
<tr><td colspan="2">実質的な負担 (注)</td><td>年2.68% 程度（税込）+ 成功報酬</td></tr>
</table>
（注）ファンドが投資対象とする外国投資法人の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
なお、投資対象とする外国投資法人には、運用実績に応じて成功報酬がかかります。
詳しくは、前述の「投資対象とする外国投資法人の概要」をご覧ください。</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の費用・
手数料</td><td>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
・ファンドに関する租税　　等</td></tr>
</table>

手続・手数料等

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記は2026年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率 （①＋②＋③＋④）	①ファンドの運用管理費用の比率	②ファンドのその他費用の比率	③投資先ファンドの運用管理費用の比率	④投資先ファンドの運用管理費用以外の比率
ファンド	4.42	1.42	0.02	2.38	0.60

（2026年1月31日～2026年7月30日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
＊ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
＊ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
＊投資先ファンドの運用管理費用には、運用実績に応じた成功報酬が含まれます。
＊投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
＊投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。